

第7号議案

長岡京市公共施設整備基金条例の一部改正について

長岡京市公共施設整備基金条例（昭和57年長岡京市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

公共施設整備関連の資金計画がより効果的に立てられるよう、長岡京市公共施設整備基金の処分対象に地方債の償還を追加するとともに所要の改正を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

長岡京市公共施設整備基金条例（昭和57年長岡京市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金に積み立てる積立金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>一般会計歳入歳出予算に定める額</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>【削る】</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>次に掲げる経費の財源</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>公共施設の整備に要する経費</u></p> <p>(2) <u>前号の経費に係る地方債の償還費</u></p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金に積み立てる積立金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>長岡京市開発行為等に関する指導要綱に基づく寄附金</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) <u>その他、前2号に掲げるもののほか一般会計歳入歳出予算に定める額</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は<u>本市が行う公共施設の整備に必要な財源</u>に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。